

第5編 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

○ 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、臨時情報を有効に活用することが重要である。

臨時情報が発表された場合の対応は、本章によるほか、田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針（令和4年1月作成。以下「防災対応方針」という。）に定める。

市、県及び防災関係機関等は、臨時情報が発表された場合の対応をあらかじめ検討し、連携協力して防災対応が取れる体制を確保する。

第1節 臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、臨時情報（調査中）が発表された場合は、第3編第1章別表1及び防災対応方針の定めるところにより、市の災害対策本部の配備を準備体制とするとともに、関係機関からの情報収集及び住民及び事業者等へ周知を行う。

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制を取る。

第2節 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、第3編第1章別表1及び防災対応方針に定めるところにより、田原市災害対策本部（第3非常配備体制）を設置するとともに、関係機関からの情報収集及び住民及び事業者等へ周知を行う。

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制を取る。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制を取る。

第2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対

して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市及び県(防災安全局、関係局)は、放送事業者等と連携し、臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通・ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続(事前避難)等のあらかじめ定められた措置及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を取る旨を呼びかけるものとする。

第4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月愛知県)などに基づき、防災対応方針において事前避難対象地域を設定し、国から避難等の指示が発せられた場合には、当該地域に避難指示等を発令し事前の避難を促す。

市及び県(防災安全局、関係局)は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して、国から指示が発せられた場合に万全の備えを期するよう努める旨を周知する。また、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合には、すべての住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を取ることを呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

市は、事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、指定避難所を開設する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、生活等に必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

第5 消防機関、水防管理者等の活動

(1) 市は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

第6 警備対策

県警察は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置を取るものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

(1) 水道

市（上下水道部）等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水等を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

第8 交通

(1) 道路

ア 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者の取るべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は、道路管理者等と調整の上、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制を取るものとする。

イ 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

第9 道路、河川その他の施設に関する対策

事前避難対象地域内にある市所管の公共施設については、臨時情報（巨大地震警戒）の発表から1週間の休館を基本とする。それ以外の市所管公共施設は、日頃からの地震への備えを再確認しつつ、後発地震の発生に備え、適切な措置を講じつつ、事業を通常どおり継続す

る。ただし、施設の立地状況等により、生命に危険が及ぶと施設管理者が判断する場合は、臨時情報（巨大地震警戒）の発表から1週間の休館を検討する。

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市及び県（関係局）が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に取りるべき防災行動を取ることができるよう、適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む。）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

② 学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

（ア） 児童・生徒等に対する保護の方法

（イ） 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

（ア） 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

（イ） 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めることとする。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設にあつては、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取るものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市町村が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

第10 滞留旅客等に対する措置

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第11 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第3節 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、第3編第1章別表1及び防災対応方針に定めるところにより、田原市災害対策本部（第1非常配備体制（警戒体制））を設置するとともに、関係機関からの情報収集及び市民及び事業者等へ周知を行う。

県（防災安全局、関係局）は、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより、県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制を取る。

第2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくり

りすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応を取る旨を呼びかけるものとする。

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

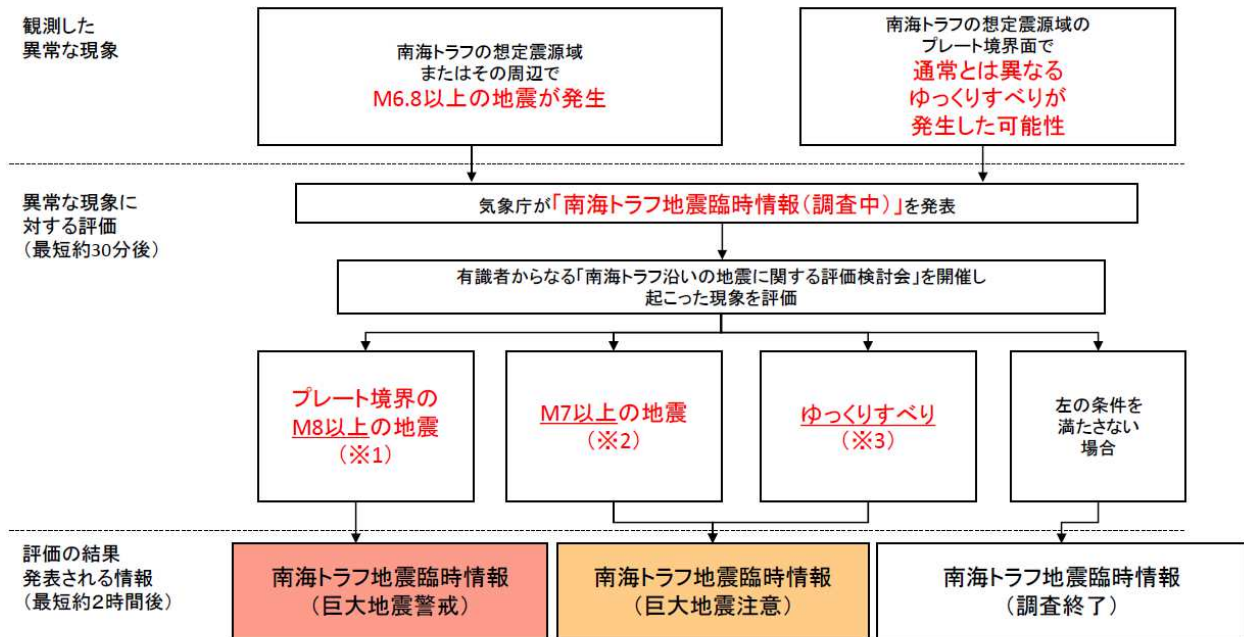
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 （南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 （南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合等）
南海トラフ地震臨時情報	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現

(調査終了)	象と評価された場合
--------	-----------

南海トラフ地震臨時情報発表のフロー



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。